



地域福祉・生活の援助

社会福祉…………… 145
 ひとり親福祉…………… 146
 福祉施設の利用・入所… 147



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など



利用時間



休憩
休館

社会福祉

民生（児童）委員とは？

民生委員（児童委員を兼ねています）は、地域から推薦された人で、厚生労働大臣から委嘱（任期3年）されています。地域の皆さんの幸せのための世話役として、生活に困った人や高齢者、障がい者、児童、母子などの相談に応じ、助言を行っています。

また、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談援助活動を専門に行う、主任児童委員もいますので、お気軽にご相談ください。



生活福祉総務課 総務担当 別館4F
 ☎ 089-948-6391 FAX 089-934-2632

生活福祉資金の貸し付けは？

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、日常生活上介護を要する高齢者の属する世帯に対して、自立に必要な資金を貸し付けます。

- **資金の種類** 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等
 - **貸付限度額** 資金の種類は目的に応じて4種類あり、貸付限度額もそれぞれ異なります。
 - **貸付利率** 保証人有は無利子、保証人無は年1.5%（ただし福祉資金内の緊急小口資金及び教育支援資金は無利子です）
 - **償還期限・方法**
 - 据置期間……2ヶ月～6ヶ月以内
 - 償還期間……1年から20年以内（資金の種類で据置期間、償還期間は異なります）
 - 償還方法……年賦、半年賦、月賦による元利均等
- ※生活福祉資金の貸付制度については、資金種類により貸付条件が異なるため、お問い合わせください。



市社会福祉協議会 総合相談支援課 別館1F
 ☎ 089-941-4232 FAX 089-943-6688

生活保護は？

生活に困っている人は、生活保護を申請することができます。

- 例えば次のような人
 - ・病気で働くことができない人
 - ・高齢のために働くことができなくなった人
 - ・身体が不自由なために働くことができない人
- 申請に基づき、資産や収入状況の調査、扶養義務者に対する扶養依頼などを行い、その結果に基づいて保護を決定します

生活保護の種類

生活扶助	毎日の暮らしに必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な学用品や給食などの費用
住宅扶助	家賃、間代、地代などの費用
医療扶助	病気やけがの治療に必要な費用
介護扶助	介護に必要な費用
出産扶助	出産のための費用
生業扶助	資格等を取得するための費用。高校等の就学費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用



生活福祉総務課 面接相談担当 別館1F
 ☎ 089-948-6395 FAX 089-934-2632

面接相談は別館1F生活福祉相談窓口で行います。



地域福祉
生活の援助



社会福祉

地域福祉サービスは？

在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等で何らかの原因によって日常生活に支障が生じている家庭を、地区社会福祉協議会を通じて協力会員（ボランティア）が訪問し、簡易な生活援助を行う、有料の住民参加型在宅福祉サービスです。

このサービス事業は、地域住民が“お互いさま”の心で、地域ぐるみで支え合う活動です。

地域によっては、協力会員数やサービス内容等が異なりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※活動例：話し相手、ゴミ出し、庭の草引き、電球の交換など。

- **利用料** 利用した時間30分100円（協力会員一人につき）

サービスに要する材料費・交通費等は利用者負担となります。

- **協力会員** 30分につき1点を預託

（協力会員自身やご家族がこのサービスを利用するとき、貯めた点数分のサービスを受けることができます）

? 市社会福祉協議会 地域支援課
☎ 089-941-3828 FAX 089-941-4408

関連情報コーナー

- 地域包括支援センター…………… 136ページ

ひとり親福祉

母子生活支援施設への入所は？

母子家庭の自立・更生を図ることを目的とした施設です。経済的な理由や住居がないなどの事情のため、児童の監護が困難な母子を保護します。入所をご希望の方は、事前にご相談ください。

? 福祉・子育て相談窓口 別館1F
☎ 089-948-6413 FAX 089-934-1814

ひとり親家庭医療費助成制度は？

健康保険に加入している人（生活保護を受けている人を除きます）のうち、次に当てはまる人で、一定の要件に該当する場合に保険診療の一部負担金を助成します。

- 配偶者のいないひとり親で、20歳未満の子を扶養している母もしくは父とその子
- 祖母もしくは祖父と孫、または姉もしくは兄と弟妹の家庭で、ひとり親家庭に準ずるもの

- 父母のいない子

新たに受給資格を申請しようとするときは、事前に子育て支援課にご相談ください。必要書類と申請方法をご案内します。

また、住所などに変更が生じたときや、県外受診の一部負担金払い戻しなどの申請は、子育て支援課または最寄りの支所でお手続きできます。

? 子育て支援課 医療助成担当 別館2F
☎ 089-948-6888 FAX 089-934-1814

母子家庭等支援制度は？

- **自立支援教育訓練給付金**

母子家庭または父子家庭の自立支援を目的とし、就労を前提として受講した場合、該当講座であれば、受講料の60%（上限160万円。12,000円以下は、対象外）を限度に資格習得後、助成します。

※受講開始前に事前相談が必要です。

※支給対象者等が変更になる場合があります。必ず事前に確認してください。

- **高等職業訓練促進給付金**

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格習得をめざして6ヵ月以上の養成機関に通っている場合、その修学期間（標準修業年限）で上限4年において助成します。

※事前相談が必要です。

※支給対象者等が変更になる場合があります。必ず事前に確認してください。

- **日常生活支援**

母子・父子家庭および寡婦において、家庭および社会的事情により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家事や育児を支援する家庭生活支援員を派遣します。利用料は保護者の市民税額によって異なります。

※いずれの場合も、事前の申請が必要となります。

- **自立支援プログラム策定**

児童扶養手当受給者等を対象に個々の状況に応じた自立支援プログラムを作成し、自立・就労に向けた継続的な支援を行います。

- **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して対象講座を受講した場合、開始時、修了時及び認定試験に合格した時に、受講費用の一部を支給します。

※受講開始前に事前相談が必要です。

? 福祉・子育て相談窓口 別館1F
☎ 089-948-6749 FAX 089-934-1814



母子父子寡婦福祉貸付金の種類は？



福祉・子育て相談窓口 別館1F
☎ 089-948-6749 FAX 089-934-1814

関連情報コーナー

- 地域子育て支援センター…………… 118ページ
- 児童扶養手当…………… 119ページ

資金の種類	貸付資金の限度額	措置期間	償還期限	年利率
事業開始資金	326万円（母子・父子福祉団体489万円）	1年	措置経過後7年以内	無利子 条件により1.0%
事業継続資金	163万円	6カ月	措置経過後7年以内	無利子 条件により1.0%
修学資金	学校・学年種別により 月2万7,000円～18万3,000円	卒業後 6カ月	措置経過後20年以内 （専修学校・一般課程分 5年以内）	無利子
就学支度資金	6万4,300円～59万円 （各学校種別による）	卒業後 6カ月	措置経過後20年以内 （修業施設など5年以内）	無利子
技能習得資金	月6万8,000円 （運転免許習得費46万円）条件有り	技能習得終了後 1年	措置経過後20年以内	無利子 条件により1.0%
修業資金	月6万8,000円 （就職内定した児童が自動車運転免許 証取得の場合46万円）	修業終了後 1年	措置経過後20年以内	無利子 条件により1.0%
就職支度金	10万5,000円（特別34万円）	1年	措置経過後6年以内	無利子 条件により1.0%
生活資金	月10万8,000円 （生活状況によるその差額 技能習得期間中のみ月14万1,000円）	期間満了後 6カ月	5・8・20年以内 （各種別により異なる）	無利子 条件により1.0%
住宅資金	150万円（特別200万円）	6カ月	措置経過後7年以内	無利子 条件により1.0%
転宅資金	26万円	6カ月	措置経過後3年以内	無利子 条件により1.0%
医療介護資金	34万円（特別48万円） 介護50万円	期間満了後 6カ月	措置経過後5年以内	無利子 条件により1.0%
結婚資金	31万円（扶養している児童）	6カ月	措置経過後5年以内	無利子 条件により1.0%

- ※貸付には、戸籍謄本が必要なほか各資金により必要書類が異なります。
- ※貸付を受ける方は、一定の条件を満たす必要があります。
- ※必ず事前にご相談ください。
- ※償還において、指定期日までに納入されなかった場合は、年利3%の違約金が発生します。

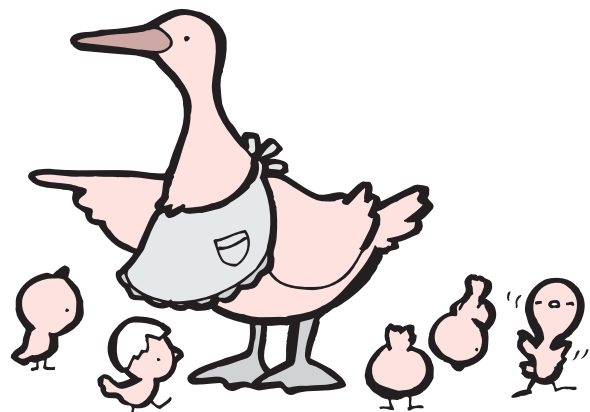
福祉施設の利用・入所

救護施設の入所は？

身体または精神上に著しい障がいがあるために、日常生活を営むことが困難な要保護者のための施設です。



生活福祉総務課 総務担当 別館4F
☎ 089-948-6397 FAX 089-934-2632



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など



利用時間



休憩
休館

地域福祉
生活の援助



福祉施設の利用・入所